

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、顧問先・取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の顧問先・取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 経営基盤、企業間連携を強化するための支援（ビジネスマッチング、M&A、事業承継等の支援）
- b. IT実装支援（顧問先・取引先等の経理・税務、業務プロセスのデジタル化支援）
- c. 専門人材マッチング

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

価格決定方法

不合理な価格算定を行いません。対価の決定に当たっては、顧問先・取引先の事業内容や規模に応じて、合理的な価格算定を適宜実施します。また、顧問先・取引先から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、適正な利益を含む価格となるよう、十分に協議します。さらに、価格の決定を含め契約に当たっては、弊社は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

手形などの支払条件

取引代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者（外注先）の負担とせず、また、将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

働き方改革等に伴うしわ寄せ

顧問先・取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

サプライチェーンを担う中小企業の健全な財務・税務を税理士の観点で支援いたします。

2020年10月18日

税理士法人 山田会計

企業名

代表社員 山田 祐司

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。